馬場馬術関連規程の主な改定箇所(令和2年度版)

《日本馬術連盟競技会規程 第 32 版》

第4編 馬場馬術競技

第427条 服 装(JEF)

2. 民間人

主催競技および公認競技会において、以下の服装着用が必須である。

上衣:黒あるいは濃紺の燕尾服またはジャケット(縁飾りは許可される) 保護用ヘッドギアあるいはトップハット/ボーラーハット:黒あるいは濃紺

乗馬ズボン:白またはオフホワイト

ストックまたはタイ:白またはオフホワイト

手袋:白、オフホワイトまたは黒、濃紺

長靴:黒(皮革製品) 拍車:4項を参照のこと

2.4 悪天候の場合、競技場審判団は薄手のレインコート着用を認めることがある。非常に暑い天候の場合、競技場審判団は選手にジャケット着用なしに騎乗を認めることがある。<u>ただし、その場合、シャ</u>ツは白で、半袖または長袖に限る

第428条 馬 装

6.5 競技会期間中(入厩・退厩日も含む)、馬のボディバンテージの使用は認められない。

第 430 条 競技課目の実施

- 7.6.2.1 スチュワードが演技終了後の馬装点検時に馬の口あるいは拍車があたる部位に鮮血を認めた場合 (第430条10)、同スチュワードは C 地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。 (JEF)
- 7.6.2.2 スチュワードが演技終了後の点検時に、馬体の他の部位(即ち、馬の口あるいは拍車があたる部位以外)に鮮血を認めた場合には、同人馬が自動的に失権となることはない。当該競技会における後続競技へのこの馬の競技継続適性については、チーフスチュワードがその情報をC地点審判員に伝え、C地点審判員が獣医師の意見に基づいて判断する。C地点審判員が競技継続の適性がないと判断した場合、当該馬は当該競技会にてそれ以降の競技あるいは課目に出場することは許可されないが、既に終了している競技あるいは課目にて当該選手/馬コンビネーションが獲得した成績は有効である。(JEF)

-1-

《全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 14 版》

(認定種目)

第13条

2 同一日において、同一課目の認定種目と非認定種目を行う場合、認定種目を先に行なわなければならない。

(認定種目の参加資格)

第14条

3 出番については打ち合わせ会決定時を最終として、その後の出番の変更は認められない。ただし、落鉄等の案件に対しては審判長または主任審判員の判断にて、出番を変更することができる。

《日本馬術連盟審判員規程》

【共 通】

級	取得要件	活動の範囲
3	18 才以上の会員で、講習会を 受講し、検定試験に合格した者	【障害】別表の通り 【馬場】 <u>公認競技会における非公認運動課目</u>

馬 場】

級	取 得 要 件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者・Aクラスの審判担当実績が5回以上・Mクラス以上のセクレタリー実績が2回以上・馬場馬術競技会のスチュワード実績が1回以上・騎乗者資格B級以上を有していること	3級の活動範囲に加え、 Aクラスの主任審判員 公認競技を含む Mクラス以下の 審判員 チーフスチュワード
1	2級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者・審判担当実績が10回以上(うち、Lクラスが3回以上)・シットイン・シャドウジャッジ実績(Mクラス以上)を5回以上・馬場馬術審判員研修会の受講実績を2回以上(ただし受講は年1回に限る)	上記に加え、 主催・公認競技会の 主任審判員・審判員 公認競技会の審判長 (ただし、審判長リストにある 者に限る)
S	1級審判員資格取得後、直近3年間に以下の要件または活動 実績のいずれかを満たした者で、講習会を受講し検定試験に 合格した者 ①FEI 審判員資格を有する者 ②以下のすべての実績を有する者 ・審判担当実績(競技回数)が30回以上 ・グランプリ課目の審判担当実績が20回以上 ・番判長実績が15回以上	制限なし (ただし、公認競技会の審判長は、 審判長リストにある者に限る)

馬場馬術シットイン・シャドウジャッジ実施細則

第4条 シットイン・シャドウジャッジを受ける条件

6. シャドウジャッジに関しては、1 競技会につき 1 人のメンタージャッジが担当できる人数は最大 2 名 までとする。

第6条 シットイン・シャドウジャッジの評価

4.1人のメンタージャッジから得られる「可」の回数は最大3回までとする。